

○農林水産省令第六十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第五條の二第一項、第六條第二項及び第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年四月一日

農林水産大臣 鳥村 宜伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(七十三号)の一部を次のように改正する。

第五條の二第一号及び第二号を次のように改める。

一 有害動物 アオバハゴロモ、アカガネサル

ハムシ、アカスジカメムシ、アカスジチュ

ウレンジ、アカタテハ、アカハネナガウン

カ、アカホシマルカイガラムシ、アカマダ

ラカツオブシムシ、アカマルカイガラムシ、

アサカミキリ、アズキゾウムシ、イタヤハムシ、イボタガ、ウスタビガ、ウドノメイガ、エンドウゾウムシ、オオツノコクヌストモドキ、オオナガシクイムシ、オオミズアオ、オオメノコギリヒラタムシ、オカダンゴムシ、オナガミズアオ、カタベニデオキスイ、カボチャミバエ、カメノコハムシ、キクスイカミキリ、キマルカイガラムシ、キョウチクトウアブラムシ、クシヒゲシバムシ、クストゲコナジラミ、クリヤケシクスイ、クルミヒラタムシ、クロオオアブラムシ、クロトンアザミウマ、クワキジラミ、ケプトヒラタキクイムシ、コクガ、コクゾウムシ、コクヌスト、コクヌストモドキ、コクマルハキバガ、ココクゾウムシ、コスズメ、コナナガシクイムシ、

サトウキビ、チビアザミウマ、サボテンシロカイガラムシ、サボテンフクロカイガラムシ、ジンサンシバンムシ、ソラマメゾウムシ、タケシロオカイガラムシ、タケスゴモリハダニ、タケトゲトゲ、タケノホソクロバ、タバコシバンムシ、チビタケナガシロクイムシ、チユリツブネアブラムシ、チユウレンジハバチ、ツゲノメイガ、ツツジグンバイ、ツバキマルカイガラムシ、ツバメシジミ、トサカグンバイ、トビイロマルカイガラムシ、ドロノキハムシ、ナガヒヨウホンムシ、ナミハダニ、ナラタマカイガラムシ、ニホンタケナガシロクイムシ、ニホンチユウレンジ、ニレハムシ、ネギアザミウマ、ノコギリヒラタムシ、バクガ、バラクキバチ、バラシロカイガラムシ、ヒゲブトアザミウマ、ヒメグンバイ、ヒメヒヨウホンムシ、ヒメマダラカツオブシムシ、ヒラタキクイムシ、ヒラタコクヌストモドキ、フラーパーゾウムシ、ベニモンアオリガ、ホソチビコクヌスト、マエアカスカシノメイガ、マツアワフキ、マツカキカイガラムシ、ミカンナガカキカイガラムシ、ミノウスバ、ヤシシロマルカイガラムシ、ヤママユ、ユウマダラエダシヤク、ヨモギハムシ、ルリチユウレンジ、ワタノメイガ

二 有害植物 アステリジエラ・ラフィオレピジス、アステリナ・ダフニフィリ、アベンジクレラ・カロストロマ、アルターナリア・シトリ、アルマテラ・リトセアエ、ゲオトリカム・カンデイダム、セラトシステイス・パラドクサ、ポトリテイス・アライ、マクロフォミニナ・ファゼオリナ、アスベルギルス属菌、トリコセシウム属菌、ニグロスボラ属菌、ベニシリウム属菌、リゾーブス属菌

別表一中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、同表六の項地域の欄中「アメリカ合衆国」を「タイ、台湾、中華人民共和国、トルコ、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島」に改め、同項を同表七の項とし、同表一中の項から五の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二の項の前に次の一項を加える。

一	オランダ、ベルギー、ポルトガル、南アメリカ合衆国、アルゼンチン	てんさい及びばれいしの地下部であつて栽培の用に供しうるもの	コロンビア、セネガル、ウグ
---	---------------------------------	-------------------------------	---------------

別表二の三の項地域の欄中「、ソシエテ諸島、ツブアイ諸島」を削り、「パプアニューギニア」の下に「、仏領ポリネシア」を加え、同項植物の欄中「いちじく」の下に「、れいし」を加え、同表十一の項地域の欄中「アイスランド」を「キプロス、アイスランド、アイルランド」に、「フランス」を「ハンガリー、フランス、ポルトガル、マルタ」に改め、「旧ソヴィエト連邦」の下に「、カナリア諸島」を、「パナマ」の下に「、エクアドル、コロンビア、チリ、フォークランド諸島」を、「ポリビア」の下に「、ニュージールランド」を加え、同表十六の項地域の欄中「アイルランド」の下に「、アルバニア、アルメニア」を、「ポーランド」の下に「、モルドバ」を加える。

附 則  
この省令は、平成十七年四月十四日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、平成十八年四月十四日から施行する。